

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年12月28日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県人事委員会事務局代決専決規程（昭和41年岩手県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員課長専決事項)</p> <p>第9条 職員課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(39) [略]</p> <p>(40) 期末手当等運用通知<u>第21項第4号</u>の規定により協議に応ずること。</p> <p>(41)～(43) [略]</p>	<p>(職員課長専決事項)</p> <p>第9条 職員課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(39) [略]</p> <p>(40) 期末手当等運用通知<u>第21項第6号</u>の規定により協議に応ずること。</p> <p>(41)～(43) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。